

いぬやまスポーツコミッション総会 第2号議案

令和3年度いぬやまスポーツコミッション事業計画について

いぬやまスポーツコミッション令和3年度事業計画は、別紙に定めるところによる。

令和3年7月8日提出

いぬやまスポーツコミッション
会長 山田 拓郎

(説明)

この案を提出するのは、令和3年度のいぬやまスポーツコミッションの事業計画を策定する必要があるからである。

令和3年度いぬやまスポーツコミッション事業計画

<重点テーマ>

- 「犬山らしさ」を生かしたスポーツ事業の支援
- 2026年のアジア競技大会の開催を見据えた各国の事前合宿の誘致
- スポーツを通じた地域活性化事業の定着と拡充
- いぬやまスポーツコミッションに対する市民の認知度の向上

- 1 「犬山らしさ」を生かしたスポーツ事業の支援（新規）
 - (1) 犬山ならではの多様な自然や人脈など、本市が有する地域資源を生かしたスポーツ事業を市内で開催する民間事業者に補助金等を交付
- 2 スポーツ合宿・大会等の誘致（継続）
 - (1) 国際的な競技大会に出場する各国代表クラス選手による事前合宿の実現にむけた国内外への誘致活動
- 3 関係者とのネットワーク構築（継続）
 - (1) 運営委員会、各専門委員会の開催
 - (2) 新規会員・アドバイザーへの入会案内・勧誘
 - (3) 会員向けメールマガジンの発信
- 4 スポーツを通じた地域活性化促進活動（継続）

いぬやまスポーツコミッション応援事業の実施

～「犬山らしさ」を生かしたスポーツ事業の支援～

いぬやまスポーツコミッション補助事業

【目的】

本事業は、スポーツの持つ幅広い価値を、犬山市を取り巻く課題の解決にも活用し、犬山市の活性化や犬山ブランドの確立を図ることで、にぎわいあふれ、市民が誇りをもてるまちを目指すため、犬山ならではの多様な自然や人脈等、本市が有する地域資源を生かしたスポーツ事業を市内で開催する民間事業者を支援(補助金交付等)するもの。

【対象事業】

総会以降に開催される次の各号に掲げる要件を満たし、かつ、本事業の目的に資する『事業』

- (1) 事業名に「犬山」(表記は、漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字のいずれも可)が入ったスポーツ(ニュースポーツやレクリエーションも含む)事業
- (2) HP 等広告媒体を通して市の魅力を広く発信する事業
- (3) 市民が参加できる事業
- (4) 市内(広域で開催される場合は、犬山市を含んでいること)において開催される事業
- (5) 非営利の事業
- (6) 犬山市の補助金が充てられていない事業

【事業選定の視点】

- (1) 市の認知度の向上に期待できる魅力ある事業か。
《評価》参加者数、市内外へのPR方法等
- (2) 交流人口の拡大等地域社会への発展性がある事業か。
《評価》関係者(参加者、スタッフ)の市内宿泊施設での宿泊数
関係者(参加者、スタッフ)の市内各所での散策や観光のPR
- (3) 将来にむかって継続的に行われていく事業か。
《評価》過去の実績、今後の計画等
- (4) 自己努力による資金確保に努め、実行可能な事業計画であるか。
《評価》事業計画書及び収支予算書
- (5) 事業の実施が市民生活や活動を著しく阻害しないか。
《評価》交通規制を伴わない事業である。
公共体育施設(学校体育館も含む)以外で実施される事業である等

【補助金等の交付対象者】

補助金等の交付対象者は、次の各号に掲げる要件をすべて満たす者とする。

- (1) 過去3年間において、同様のスポーツ事業を自ら企画し行った実績があること。
- (2) 会則、規則等を有すること。
- (3) スポーツ事業の実施に関し、明確な会計経理がなされていること。
- (4) 政治及び宗教活動を目的として設立された団体ではないこと。
- (5) いぬやまスポーツコミッションに入会している団体であること。

【補助金の額】

- (1) 補助金の額は、1事業につき、予算の範囲内において当該補助事業に係る別表に定める補助対象経費の額の合計に2分の1を乗じた額（当該額に1,000円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）とする。
- (2) 前号の規定により算出した額が5万円を超える場合にあっては、補助金の額は5万円とする。
- (3) 令和3年度予算 5万円×6事業を想定

補助対象経費

区分	摘要
報償費	謝礼、賞品代
需用費	事務用品費、印刷製本費、光熱水費、看板等設置費
旅費	交通費
役務費	切手代、振込手数料、広報代(WEB掲載料)
委託料	警備員、会場設営、HP作成等を業者に委託した場合の委託料
使用料及び賃借料	会場及び備品の使用料等

【事業選定基準、補助金交付の手続方法等】

「いぬやまスポーツコミッション補助事業」の実施に係る事業選定基準、補助金交付の手続方法その他必要な事項については、規約第10条に規定する運営部会にて協議し、その協議結果を踏まえて会長が決定する。

【その他の支援】

- (1) 宿泊先の紹介
- (2) 開催PR(市広報、市HP、いぬやまスポーツコミッションHPへの掲載)
- (3) わん丸君の貸し出し
- (4) 大会において、「いぬやまスポーツコミッション特別賞」を参加者に授与する場合は、犬山市特産品協会の商品(1万円相当)を贈呈する。

【事業決定までの流れ】

- 1 補助金等の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、いぬやまスポーツコミッションの審査を受けるため、次の各号に定める書類（以下「審査書類」という。）をいぬやまスポーツコミッション会長（以下「会長」という。）が定める日までに会長に提出するものとする。
 - (1) いぬやまスポーツコミッション補助事業申請書（様式第1）
 - (2) 事業計画書（様式第2）
 - (3) 収支予算書（様式第3）
 - (4) 団体調書（様式第4）団体の規約を添付
- 2 会長は、前項の申請を受理したときは、その内容を審査し、予算の範囲内において事業を選定し、補助金等を交付する。

いぬやまスポーツコミッション合宿等誘致事業

(※ 下線部分を改正)

【制度概要】

本事業は、市内体育施設（学校体育施設も含む。）を利用した、東京 2020 オリンピック・パラリンピック及び第 20 回アジア競技大会(2026/愛知・名古屋)に関連し、国を代表するスポーツ競技団体等による合宿などの誘致に繋げるための支援（補助金交付など）するもの。

【対象事業】

- 1 2019 年 6 月以降に開催される次の要件を満たす『合宿』
 - (1) いぬやま S C 応援事業として開催
 - (2) 関係者（選手、スタッフ）が市内宿泊施設に全参加者が 1 名につき 2 泊以上宿泊。また、いぬやまスポーツコミッション会員宿泊施設を利用する場合は、いぬやまスポーツコミッションから主催者に対してプレゼント（市特産品、スポーツドリンク）を提供。
 - (3) 次のいずれかに該当する合宿
 - ① 犬山市に馴染みのあるオリンピック・パラリンピック種目及び第 20 回アジア競技大会種目(2026/愛知・名古屋)であり、各競技・種目別の日本一を決めるための大会（世代別の大会を除く）において、過去 1 年以内にベスト 8 相当以上の成績を納めた団体又は個人が実施
 - ② 国内統一された競技協会主催のトップリーグ（J1、V1、B1、T、S/J など）加盟の団体・チームが実施
 - ③ 上記(1)、(2)に準じるもので、一般やメディアの関心が高く、多くの市民がスポーツに親しむ契機となることや犬山市の P R が期待できるもの
 - ④ 犬山市又はいぬやまスポーツコミッションが誘致したもの
- 2 2019 年 4 月以降に開催される次の要件を満たす『試合』
 - (1) いぬやま S C 応援事業として開催
 - (2) 国内統一された競技協会主催のトップリーグの大会
 - (3) 団体関係者（選手、スタッフ）がいぬやまスポーツコミッション加入の施設に全参加者が 1 名につき 2 泊以上宿泊

【対象事業及び補助金額】

1 A 種事業

日本スポーツ協会（中央競技団体）主催の日本代表選手の合宿又は国公認の海外ナショナルチームの合宿。

ただし、日本スポーツ協会（中央協議団体）主催合宿における日本代表選手とは、強化指定選手も指すこととする。

- 1 泊につき 1 名あたり 5,000 円
- 補助上限額 1 合宿あたり 50 万円

2 B 種事業

「対象事業」のうち A 種事業を除く『合宿』・『大会』

- 1 泊につき 1 名あたり 2,000 円
- 補助上限額 1 チームあたり 10 万円

～スポーツ大会の開催支援を通じた地域活性化～

いぬやまスポーツコミッション応援事業

いぬやまスポーツコミッションでは、「スポーツの力で“まちを元気に”・“人に笑顔を”」の実現に向けて、スポーツ事業の展開が地域活性化に繋がると認める事業（＝地域活性化事業）の実施又は実施が予定される事業を、「いぬやまスポーツコミッション（通称：いぬやまSC）応援事業」として位置づけ、開催の『支援』や『協力』を行います。

【地域活性化事業】

＜スポーツ＞

No	項目	備考
1	スポーツコミッションへの入会	会員としての加入
2	市民無料招待	市民の「観る」機会の促進。広報紙でのPR記事掲載（紙面買取制度有り）
3	開催時の選手とのふれあい企画	記念撮影、サイン会、ゲーム大会、ハイタッチなど
4	市民への技術指導	ハイレベルな指導による市民への技術向上を支援
5	グッズ提供	来場者・市・SC会員に大会等のPRグッズを配布
6	画像（写真等）の提供	HPやチラシ等で使用する画像の提供（使用承諾）

＜スポーツをきっかけとした地域貢献・社会貢献＞

No	項目	備考
1	選手等の市内宿泊	市内宿泊施設の利用
2	来場者等へ提供物品の市内購入	賞品等に市特産品や市内飲食店（食事券など）活用
3	対戦・参加チームへの市内宿泊施設等の紹介・斡旋	主催者から参加者などへの一括での紹介。困難な場合は、各参加者にSC事務局を紹介（SC事務局が、参加者と市内宿泊施設との最初の仲介を実施します）
4	市内の社会貢献活動への参加	市内あいさつ運動などへの参加など
5	インターンシップの受入れ	SC関係者、市内学生の社会経験として短期で実施
6	講演会（授業等）の実施	選手、監督などの経験を講演
7	市内学校・保育園への巡回	競技種目を通じて、スポーツの楽しさ、初めて体験する楽しさを伝える
8	施設・病院への慰問	入所・入院中の子どもや高齢者を訪問し、交流する
9	市外来訪者の積極動員	事業特性により異なるため、方法は主催者側からの提案
10	選手等による市内散策（観光）	市内各所での散策や観光
11	ホームページリンク	主催者といぬやまSCのホームページをリンク
12	ホームページで活動状況掲載	犬山市内での活動をトップページ等で紹介（一定期間）
13	選手SNSでの犬山市紹介	市内滞在中の犬山市らしさが分かる内容を発信
14	来場者等への市観光パンフなどの配布	来場者や参加者への資料やグッズ提供（事前・当日）

注）オリンピック・パラリンピック開催に関連する事前合宿誘致及びスポーツツーリズム（主催事業への誘客）関連事業は、上表の対象としません。

注）上表に記載がない項目についても、主催者からの提案があり、地域活性化事業として適当であると判断した事業は、具体的な実施について別途協議を行います。

〔いぬやまＳＣ応援事業決定までの流れ〕

主催者からいぬやまスポーツコミッションへの打診があった時点で、事務局で事業概要のほか、主催者における上表項目の実施可否や具体的な実施方法などの確認を行う。

その上で、「いぬやまＳＣ応援事業」としての取扱いを運営部会で審議した後に、いぬやまスポーツコミッションとして決定する。

ただし、主催者（プロ・アマ）や事業内容（合宿・大会・講演会など）の特性により、実施の可否が異なるため、決定にあたっては、実施する項目数を基準としない。

【支援・協力】

「いぬやまＳＣ応援事業」に対して、いぬやまスポーツコミッションが行う『支援』や『協力』する事項として想定する一例

- ★施設の随時予約の承認（施設利用の申請者は「主催者」とする。）
- ★宿泊先の紹介
- ★宿泊先の手配
- ★開催PR（市広報への記事掲載など）
- ★わん丸くんぬいぐるみ提供